

国際学術シンポジウム

民法の見直しをめぐる最新動向 ——東アジアにおける債権法改正を中心に

グローバル化が進む中、国境を超えた取引が頻繁に行われるようになったと同時に法的紛争も多発してきている。これらのトラブルに対処するために、各国の法律規定およびその運用状況をめぐる相互理解を深めていくことが不可欠である。

他方、東アジアにおいて、日本民法（債権法）は昨年全般的な改正が行われ、その多岐にわたる議論は民法の見直しを模索している国々などに示唆を与えると同時に、互いの法制運用現状を確認する上では格好な材料となろう。日本、中華人民民法改正に携わる先生方々および中国民法に造詣の深い俊英がその状勢を語る。

●報告

1 「日本民法改正のポイントについて」

東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授

道垣内弘人

2 「裁判実務から見た中華人民民法改正の必要性について」

中華民国司法院大法官（憲法裁判所判事）

詹 森林

3 「中華人民民法改正の方向性をめぐって」

台湾大学法律学院教授

陳 聰富

4 「中国民法典債権編制定の進捗状況について」

南京大学法学院教授

解 亘

司 会 静岡大学法科大学院教授・弁護士

山下 善弘

通 訊 静岡大学地域法実務実践センター教授

朱 暉

立命館大学法学部准教授

小田美佐子

●使用言語

報告は中国語、報告・質疑応答とも日本語による通訳あり

●日程・会場など

日 時 平成30年 **2月23日** (金)

午後2時30分～6時30分

会 場 静岡県法律会館

静岡市葵区追手町10-80（静岡地方裁判所本庁構内）

シンポジウムについては、参加無料

シンポジウム後、懇親会を開催予定

（場所等は当日お知らせ致します）

申し込みはチラシ裏面の内容を記載の上、下記アドレスへ

メールいただくか、FAXにてお願い致します。



国際学術シンポジウム

「民法の見直しをめぐる最新動向 ——東アジアにおける債権法改正を中心に」

参加申込書

国際学術シンポジウム「民法の見直しをめぐる最新動向——東アジアにおける債権法改正を中心に」に（いずれかに○）

- 1 出席します。
- 2 出席しません。

■ 懇親会に（いずれかに○）

- 1 参加します。
- 2 参加しません。

■ 氏 名

■ 職 業

■ 連絡先 事務所・自宅・その他（いずれかに○）

- 郵便番号
- 住 所
- F A X
- アドレス